



				5 国際航海日本船舶の乗組員その他の船内にある者は、船舶保安管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定を遵守し、又は第十一條に規定する船舶保安規程に定められた事項の適確な実施を確保するためにする指示に従わなければならぬ。
				第九条 国際航海日本船舶の所有者は、船長（船長以外の者が船長に代わってその職務を行うべきときは、その者。以下同じ。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該国際航海日本船舶の乗組員について、船舶指標対応措置の実施を確保するために必要な操練（以下単に「操練」という。）を実施させなければならない。
				第十条 国際航海日本船舶の船舶保安管理者は、国土交通省令で定めるところにより、操練の実施に際して船舶保安管理者その他の関係者との連絡及び調整を実施しなければならない。
				二 国際航海日本船舶の船舶保安統括者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶保安記録簿（船舶保安記録簿）
				三 国際航海日本船舶の船舶保安管理者は、当該省令で定めるところにより、船舶保安記録簿を当該国際航海日本船舶内に備え付けなければならない。
				四 国際航海日本船舶の船舶保安管理者は、当該省令で定めるところにより、船舶保安記録簿を当該国際海上運送保安指標の変更その他の国土交通省令で定める事由があつたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する船舶保安記録簿（以下「船舶保安記録簿」という。）への記載を行わなければならない。
				五 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が設定した国際海上運送保安指標の変更その他の国土交通省令で定める事由があつたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する船舶保安記録簿（以下「船舶保安記録簿」という。）への記載を行わなければならない。
				六 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶について国土交通省令で定める船舶保安規程に定めるもののほか、船舶保安記録簿（船舶保安規程）
				七 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶について国土交通省令で定める船舶保安規程に定める船舶保安記録簿（船舶保安規程）
				八 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶について国土交通省令で定めた船舶保安規程に定められた事項が適確に実施されていること。
				九 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶保安評価書を主たる事務所に備え置かなければならない。
				十 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際航海に從事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る船舶保安規程等の設置に関する事項、船舶指標対応措置の実施に関する事項、船舶保安統括者の選任に関する事項、船舶保安管理者の選任に関する事項、操練の実施に関する事項及び船舶保安記録簿の備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める

				事項について記載した規程をいう。以下同じ。）を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならぬ。
				二 国際航海日本船舶の所有者は、船舶保安規程に定められた事項を適確に実施しなければならない。
				三 国際航海日本船舶の船舶保安管理者は、船舶保安規程に定められた事項を、当該国際航海日本船舶の乗組員に周知させなければならない。
				四 船舶保安規程は、国土交通大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。その変更（操練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に定める軽微な変更を除く。）をしたときも、同様とする。
				五 船舶保安規程の承認の申請書には、国際航海日本船舶の所有者が作成した船舶保安評価書（当該国際航海日本船舶について、その構造、設備等を勘査して、当該国際航海日本船舶に対して危害行為が行われた場合に当該国際航海日本船舶の保安の確保に及ぼし、又は及ぼすおそれがある支障の内容及びその程度について国土交通省令で定めるところにより、十分でないと認められた結果を記載した書面をいう。以下同じ。）添付しなければならない。
				六 國土交通大臣は、船舶保安規程が当該国際航海日本船舶の保安の確保のために十分でないと認めるとときは、第四項の承認をしてはならない。
				七 国際航海日本船舶の所有者は、第四項に規定する国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
				八 前項の船舶保安証書（以下「船舶保安証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了するまでの間に、国土交通省令で定める事由により前条後段の検査を受けたことがあつた場合は、国土交通大臣は、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、船舶保安規程の変更を命ずることができる。
				九 国際航海日本船舶の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶保安評価書を主たる事務所に備え置かなければならない。
				一〇 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶を初めて国際航海に從事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る船舶保安規程等の設置に関する事項、船舶指標対応措置の実施に関する事項、船舶保安統括者の選任に関する事項、船舶保安管理者の選任に関する事項、操練の実施に関する事項及び船舶保安記録簿の備付けに関する事項その他の当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める

				者の中間検査の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う定期検査を受けることによる国際航海日本船舶の交付を受けなければならない。次条第一項の船舶保安証書又は第十七条第二項の臨時船舶保安証書の交付を受けた国際航海日本船舶をその有効期間満了後も国際航海に従事させようとするときも、同様とする。
				第十三条 国土交通大臣は、前条の検査の結果、当該国際航海日本船舶が次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、船舶保安証書を交付しなければならない。
				一 当該国際航海日本船舶に、第五条第二項の技術上の基準に適合する船舶警報通報装置等が同条第一項の規定により設置されていること。
				二 第六条第一項の規定により船舶指標対応措置が実施されていること。
				三 第七条第一項の規定により船舶保安装置等が選任されていること。
				四 第八条第一項の規定により船舶保安管理者が選任されていること。
				五 第九条第一項の規定により操練が実施されていること。
				六 当該国際航海日本船舶内に、第十条第一項の承認を受けた船舶保安規程が同条第一項の規定により船舶保安記録簿が備え付けられていること。
				七 当該国際航海日本船舶内に、第十一条第四項の承認を受けた船舶保安規程が同条第一項の規定により備え置かれていること。
				八 前各号に掲げるもののほか、前号の船舶保安規程に定められた事項が適確に実施されていること。
				九 國土交通大臣は、国際航海日本船舶の保安の確保のために必要があると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、船舶保安規程の変更を命ぜることができる。
				一〇 前項の船舶保安証書（以下「船舶保安証書」という。）の有効期間は、五年とする。ただし、その有効期間が満了するまでの間に、国土交通省令で定めるところにより前条後段の検査を受けたことがある場合は、国土交通大臣は、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、船舶保安規程の変更を命ぜることができる。

				事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。
				二 前条後段の検査の結果第一項の規定による船舶保安証書の有効期間が満了する日から起算して五年を経過する日のいずれか早いまでの期間とする。
				三 従前の船舶保安証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた前条後段の検査に係る船舶保安証書が交付される日又は従前の船舶保安証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とする。
				四 第二項ただし書の規定により従前の船舶保安証書の有効期間が延長されたとき。
				五 第二項ただし書の規定により従前の船舶保安証書の有効期間が満了する日から起算して五年を経過する日までの期間とする。
				六 第二項及び前二項の規定にかかるわらず、国際航海日本船舶の所有者の変更があつたときは、国際航海日本船舶の所有者に交付された船舶保安証書の規定にかかるわらず、国際船舶保安証書の有効期間が延長されたとき。
				七 第二項及び前二項の規定にかかるわらず、国際船舶保安証書の有効期間が延長されたとき。
				八 第二項、第五項及び第六項の規定にかかるわらず、第二十条第二項に規定する国際航海日本船舶がその船級の登録を抹消されたときは、当該船舶保安証書の有効期間は、その変更があつた日に満了したものとみなす。
				九 國土交通大臣は、船舶保安証書を交付する場合に、当該国際航海日本船舶の航行する海域その他の事項に關する必要な条件を付し、これを船舶保安証書に記載することができる。
				一〇 船舶保安証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他船舶保安証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

期間中において国土交通省令で定める時期に、当該国際航海日本船舶に係る船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置き及びその適確な実施について船舶保安交通大臣の行う中間検査を受けなければならぬ。

(臨時検査)

**第十五条** 船舶保安証書の交付を受けた国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に規定する国土交通省令で定置された船舶警報通報装置等について国土交

通省令で定める改造又は修理を行つたとき、当該国際航海日本船舶に係る船舶保安規程の変更(第十一条第四項に規定する国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしたとき、その他国土交通省令で定めるときは、当該船舶警報通報装置等の設置、当該船舶保安規程の備置き及びその適確な実施その他国土交通省令で定める事項について国土交通大臣の行う臨時検査を受けなければならない。

(船保安証書の効力の停止)

**第十六条** 国土交通大臣は、前二条の検査の結果、当該国際航海日本船舶が次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める措置が講じられたものと認めるまでの間、当該船舶保安証書の効力を停止するものとする。

当該国際航海日本船舶に、第五条第二項の技術上の基準に適合する船舶警報通報装置等を同条第一項の規定により設置されていない場合、当該船舶保安統括者に、同条第二項の技術上の基準に適合する船舶警報通報装置等を同条第一項の規定により設置すること。

当該船舶保安統括者が選任され、船舶保安規程の写しに定められた事項が適確に実施されていない場合、船舶保安管理者を選任すること。

第九条第一項の規定により操練が実施されない場合、同項の規定により船舶保安管理者が選任されていない場合、同項の規定により船舶保安管理者を選任すること。

当該国際航海日本船舶内に、第十条第一項の規定により船舶保安記録簿が備え付けられること。

当該国際航海日本船舶について準用する。この場合に

ていい場合 同項の規定により船舶保安記

録簿を備え付けること。

七 当該国際航海日本船舶内に、第十一条第四項の承認を受けた船舶保安規程が同条第一項の規定により備え置かれていない場合 同条第

四項の承認を受けた船舶保安規程を同条第一項の規定により備え置くこと。

八 前各号に掲げるもののほか、前号の船舶保安規程に定められた事項が適確に実施されない場合 当該事項を適確に実施するこ

(臨時船舶保安証書)

**第十七条** 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶について所有者の変更があつたことその他の国土交通省令で定める事由により有効な船舶保安証書の交付を受けている当該国際航海日本船舶を臨時に国際航海に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係る船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管

理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに第十一條第四項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しの備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行う臨時航行検査を受けなければならない。

国土交通大臣は、前項の検査の結果、当該国際航海日本船舶が次に掲げる要件を満たしてい

ると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、臨時船舶保安証書を交付しなければならない。

第一 第十三条第一項第一号から第六号までに掲げる要件

(船舶保安証書等の備置き)

**第十九条** 船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の交付を受けた国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶内に、これらの証書を備え置かなければならない。

当該船舶保安証書に記載された条件に従わなければ、国際航海に従事させてはならない。

船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の交付を受けた船舶保安統括者は、船舶保安規程の写しを添付した申請書を、国土交通大臣に提出しなければならない。

当該船舶保安証書に記載された条件に従わなければ、国際航海に従事させてはならない。

第二 (船舶保安証書等の備置き)

(船舶保安証書等の備置き)

**第二十条** 国土交通大臣は、船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を船舶保安

規程の審査並びに船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程又は第

十一条第四項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しの備置き及びその適確な実施についての検査を行う者として登録する。

前項の規定による登録を受けた者(以下単に「船級協会」という。)が船舶保安規程について船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安

規程の審査並びに船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、

船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程及び船舶保安規程の写しの備置き及びその適確な実施についての検査を行う者として登録する。

第一 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて第二項の審査及び検査又は第三項の検査を行うものであること。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が第二項の審査及び検査又は第三項の検査を行うものであることは、その登録をしなければならない。

船舶に係る保安の確保に関する業務について別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。

三 口 船舶に係る保安の確保に関する業務について六年以上の実務の経験を有すること。

四 口 船舶に係る保安の確保に関する業務について別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。

五 口 船舶に係る保安の確保に関する業務について別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。

三 登録申請者が、船舶の所有者又は船舶若しくは船舶警報通報装置等の製造、改修、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする者(以下この号において「船舶関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあっては、船舶関連事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人)をいう。であること。

四 口 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)に占める船舶関連事業者の役員又は職員

(過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、船舶関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

四 登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

ハ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体

ニ 法人であつて、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者が三分の一以上を占めるもの

船級協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項の審査及び検査又は第三項の検査に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第一節 第二十五条の四十六、第二十五条の四十七第一項、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四、第二十五条の五十七、第二十五条の五十八第二項及び第三項並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の登録並びに第二項又は第三項の船級協会並びに船級協会の審査及び検査について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律又はこれら法律に基づく命令」と、同法第二十五条の四十九第二項中「第一十五条の四十七第一項第一号及び第二号」とあるのは「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第五項第一号及び第二号」と、同法第二十五条の五十五中「第二十五条の四十七第一項各号」とあるのは「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第五項各号」と読み替えるものとする。(再検査)

第二十一条 第十二条、第十四条、第十五条又は第十七条第一項の検査(以下「法定検査」とい

う。)の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添て国土交通大臣に再検査を申請することができる。

2 法定検査又は前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴え提起することができない。

3 再検査を申請した者は、国土交通大臣の許可を受けた後でなければ関係部分の現状を変更してはならない。

4 法定検査の結果に不服がある者は、第一項及び第二項の規定によることによってのみこれを争うことができる。

(改善命令等)

第二十二条 国土交通大臣は、船舶保安証書の交付を受けた国際航海日本船舶が第十六条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対し、それぞれ当該各号に定める措置、船舶保安証書の返納その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができ

第一節 第二十五条の四十六、第二十五条の四十七第一項、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四、第二十五条の五十七、第二十五条の五十八第二項及び第三項並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の規定は、第一項の登録並びに第二項又は第三項の船級協会並びに船級協会の審査及び検査について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律又はこれら法律に基づく命令」と、同法第二十五条の四十九第二項中「第一十五条の四十七第一項第一号及び第二号」とあるのは「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第五項第一号及び第二号」と、同法第二十五条の五十五中「第二十五条の四十七第一項各号」とあるのは「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第五項各号」と読み替えるものとする。(再検査)

第一節 第二十五条第一号から第六号までに掲げる場合 それぞれ同条第一号から第六号までに定める措置

一 第十六条第一号から第六号までに掲げる場 合 それぞれ同条第一号から第六号までに定める措置

二 当該国際航海日本船舶内に、第十一条第四項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しが国土交通省令で定めるところにより備え置かれていなければ、同項の承認を受けるべき船舶保安規程の写しを国土交通省令で定めるところにより備え置くこと。

三 前二号に掲げるもののほか、前号の船舶保安規程の写しに定められた事項が適確に実施されない場合

八 前各号に掲げるもののほか、前号の規程に定められた事項を適確に実施すること。

(改善命令等)

第二十三条 国土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めることにより、国際航海日本船舶の所有者に對し、当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置に関し報告をさせることができる。

5 国土交通大臣は、第三項の規定による処分に係る国際航海日本船舶について、第一項若しくは第二項、第七条第四項(第八条第四項において準用する場合を含む。)又は第十一条第八項(第八条第八項において準用する場合を含む。)又は第十二条第一項第八項(第十二条第八項において準用する場合を含む。)の規定による命令に従つて必要な措置が適確に講じられたと認めるときは、直ちに、その処分を取り消さなければならない。

(報告の徵収等)

第二十四条 国際航海外国船舶の乗組員であつて、第八条第一項の講習を修了した者と同等以上の知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから、船舶保安管理者に相当する者を選任することができる。

4 国土交通大臣があらかじめ指定する国土交通省の職員は、前項に規定する場合において、当該国際航海日本船舶の保安の確保のために同項に規定する規定に係る措置を適確にとらせることが緊急に必要と認めるときは、同項に規定する国土交通大臣の権限を即時に行うことができる。

第一節 第二節 国際航海外国船舶の乗組員であつて、第八条第一項の講習を修了した者と同等以上の知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから、船舶保安管理者に相当する者を選任すること。

一 当該国際航海外国船舶の乗組員について、操練に相当する措置を実施すること。

二 当該国際航海外国船舶の乗組員に相当する者を選任すること。

三 当該国際航海外国船舶に係る船舶指標対応措置に相当する措置を実施すること。

四 当該国際航海外国船舶の乗組員であつて、第八条第一項の講習を修了した者と同等以上の知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えるもののうちから、船舶保安管理者に相当する者を選任すること。

五 当該国際航海外国船舶の船長に、当該国際航海外国船舶の乗組員について、操練に相当するものを実施させること。

六 当該国際航海外国船舶内に、船舶保安記録簿に相当する記録簿を備え付けること。

七 当該国際航海外国船舶内に、船舶保安規程に相当する規程を備え置くこと。

八 前各号に掲げるもののほか、前号の規程に定められた事項を適確に実施すること。

(改善命令等)

第二十五条 国土交通大臣は、国際航海外国船舶について前条各号に掲げるところにより保安の確保のために必要な措置が適確に講じられていないと認めるときは、当該国際航海外国船舶の船長に対し、前条各号(第二号を除く。)に掲げる措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第二十二条第三項から第五項までの規定は、国際航海外国船舶について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項、第七条第四項(第八条第四項において準用する場合を含む。)又は第十一条第八項」とあり、同条第五項中「第一項若しくは第二項、第七条第四項(第八条第四項において準用する場合を含む。)又は第十一条第八項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「所有者が」とあるのは「船長が」と、「これら」とあるのは「同項」と、「所有者又は船長」とあるのは「船長」と、同条第四項中「前項」とあり、同条第五項中「第三

項」とあるのは、「第二十五条第二項において準用する第二十二条第三項」と読み替えるものとする。

#### (条約締約国の船舶に対する証書の交付)

**第二十六条** 国土交通大臣は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約(以下に「条約」という。)の締約国である外国(以下「条約締約国」という。)の政府から当該条約締約国の船舶(旅客船その他の国土交通省令で定める船舶に限る。以下この条において同じ。)について船舶保安証書に相当する証書を交付することの要請があつた場合には、当該船舶に係る船舶警報通報装置等に相当する装置の設置、船舶指標対応措置に相当する措置の実施、船舶保安統括者に相当する者の選任、船舶保安管理者に相当する者の選任、操練に相当するものの実施、船舶保安記録簿に相当する記録簿の備付け並びに船舶保安規程に相当する規程の備置及びその適確な実施について第十二条の検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該船舶が次に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該船舶の所有者又は船長に対し、船舶保安証書に相当する証書を交付するものとする。

一 当該船舶に、第五条第二項の技術上の基準に適合する船舶警報通報装置等に相当する装置が設置されていること。

二 当該船舶に係る船舶指標対応措置に相当する措置が実施されていること。

三 船舶保安統括者に相当する者が選任されていること。

四 船舶保安管理者に相当する者が選任されていること。

五 操練に相当するものが実施されていること。

六 当該船舶内に、船舶保安記録簿に相当する記録簿が備え付けられていること。

七 当該船舶内に、船舶保安規程に相当する規程が備え置かれていること。

八 前各号に掲げるもののほか、前号の規程に定められた事項が適確に実施されていること。

2 第十三条第十項の規定は、前項の船舶保安証書に相当する証書について準用する。

(報告の徵収等)  
**第二十七条** 第二十三条の規定は、国際航海外国船舶又は国際航海外国船舶の所有者について準用する。

### 第三章 國際港湾施設の保安の確保

#### 第一節 國際埠頭施設に関する措置

(国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置)

**第二十八条** 國際埠頭施設の設置者及び管理者(当該国際埠頭施設の管理者が複数あるときは、当該複数の管理者。以下同じ。)は、当該国際埠頭施設に対して行われるおそれがある危害行為を防止するため、次条から第三十三条までに規定するところにより、当該国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置を適確に講じなければならない。(埠頭指標対応措置)

**第二十九条** 國際戦略港湾等(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要な港湾をいう。以下同じ。)における国際埠頭施設(国際航海船舶の利用の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める基準に該当しないものを除く。以下「重要国際埠頭施設」という。)の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、埠頭指標対応措置(当該重要国際埠頭施設について国土交通省令で定める限り、埠頭指標対応措置に該当しないものと読み替えるものとする。)を実施しなければならない。

**第三十条** 地方港湾等(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する重要港湾をいう。以下同じ。)における国際埠頭施設(国際航海船舶の管理その他の当該重要国際埠頭施設について国土交通省令で定める限り、埠頭指標対応措置に該当しないものと読み替えるものとする。)を実施しなければならない。

2 重要国際埠頭施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該重要国際埠頭施設に係る保安の確保に関する業務に従事する者について、埠頭指標対応措置の実施を確保するため必要な訓練(以下「埠頭訓練」という。)を実施しなければならない。

**第三十一条** 重要国際埠頭施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該重要国際埠頭施設に係る埠頭保安規程(当該重要国際埠頭施設に係る埠頭指標対応措置の実施に関する事項、埠頭保安設備の設置及び維持に関する事項、埠頭保安管理者の選任に関する事項、埠頭保安設備を設置し、及び維持するため必要な協力を行わなければならぬ。

3 重要国際埠頭施設の管理者は、当該重要国際埠頭施設に係る埠頭保安規程(当該重要国際埠頭施設に係る埠頭指標対応措置の実施に関する事項、埠頭保安設備の設置及び維持に関する事項、埠頭保安管理者の選任に関する事項、埠頭保安設備を設置し、及び維持するため必要な協力を行わなければならぬ。

4 重要国際埠頭施設の管理者は、当該重要国際埠頭施設に係る埠頭保安規程(当該重要国際埠頭施設に係る埠頭指標対応措置の実施に関する事項、埠頭保安設備の設置及び維持に関する事項、埠頭保安管理者の選任に関する事項、埠頭保安設備を設置し、及び維持するため必要な協力を行わなければならぬ。

5 埠頭保安規程は、国土交通大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。その変更(埠頭訓練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に関する事項に係る変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしたときも、同様とする。

6 埠頭保安規程は、国土交通大臣があらかじめ交付された港湾施設保安評価書(当該重要国際埠頭施設について、その構造、設備等を勘案して、当該重要国際埠頭施設に対して危害行為が行われた場合に当該重要国際埠頭施設の保安の確保に及ぼし、又は及ぼすおそれがある支障の内容及びその程度について国土交通省令で定めたところによりあらかじめ評価を行った結果を記載した書面をいう。以下同じ。)を踏まえて定めなければならない。

7 国土交通大臣は、埠頭保安規程が当該重要国際埠頭施設の保安の確保のために十分でないと認めるとときは、第五項の承認をしてはならない。

8 第五項の承認を受けた埠頭保安規程に係る重要な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

9 国土交通大臣は、重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要があると認めるときは、第五項の承認を受けた埠頭保安規程に係る重要な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

10 国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、第五項の承認を取り消すことができる。

11 国土交通大臣は、第五項の承認を受けた埠頭保安規程の承認を受けた埠頭保安規程に係る管理者が、この節(第二十九条第三項を除く。)の規定又は当該規定による命令若しくは处分に違反したとき。

12 重要国際埠頭施設の管理者は、設置者及び管理者が、不正な手段によって第五項の承認を受けたとき。

13 国土交通大臣は、第五項の規定により埠頭保安規程を承認したとき、又は前項の規定により埠頭保安規程の承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の保安の確保のために必要な措置)

**第三十三条** 重要な国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者は、当該国際埠頭施設に相当する措置の実施に関する事項及び水域訓練の実施に関する事項、埠頭保安設備に相当する設備の設置及び維持に関する事項、埠頭保安管理者に相当する者の選任に関する事項並びに埠頭訓練に相当するものの実施に関する事項その他の当該国際埠頭施設の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める相当する規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の承認を受けることができる。

2 第二十九条から前条まで(同条第一項を除く。)の規定は、前項の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程に係る重要な国際埠頭施設以外の国際埠頭施設について準用する。

3 第一項の承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程に係る重要な国際埠頭施設と同様の規程に係る重要な国際埠頭施設には、同施設が重要な国際埠頭施設と同様の規程に係る埠頭保安規程に相当する規程の承認とみなす。

4 前項の場合には、第二項において準用する第三十条第二項の規定による埠頭保安管理者に相当する者の選任の届出は、同項の規定による埠頭保安管理者の選任の届出とみなす。(改善勧告等)

**第三十四条** 国土交通大臣は、重要な国際埠頭施設が次の各号に掲げる場合に該当すると認めるとときは、当該重要な国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者に対し、それぞれ当該各号に定める措置その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

1 第二十九条第一項の規定により埠頭指標対応措置が実施されていない場合 同項の規定により埠頭指標対応措置を実施すること。

2 第二十九条第二項の技術上の基準に従つて埠頭保安設備が設置され、又は維持されている場合 同項の技術上の基準に従つて埠頭保安設備を設置し、及び維持すること。

3 第三十一条第一項の規定により埠頭保安管理者が選任されていない場合 同項の規定により埠頭保安管理を実施すること。

4 第三十三条第一項の規定により埠頭訓練が実施されていない場合 同条の規定により埠頭訓練を実施すること。

五 第三十二条第一項及び第二項の規定により埠頭保安規程が定められていない場合又はこれらの方針により定められた埠頭保安規程について同条第五項の承認を受けること。

六 前各号に掲げるもののほか、前号の埠頭保安規程を定めること又はこれらの規定により埠頭保安規程を定められた事項が適確に実施されない場合 同條項を適確に実施すること。

2 國土交通大臣は、前項の規定による勧告をしてからかわらず当該重要な国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者がその勧告に従わない場合において、当該重要な国際埠頭施設の保安の確保のために同項各号に掲げる規定に規定する措置を確實にとらせることが必要と認めるときは、当該重要な国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者に対し、これらの規定に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。(報告の徵収等)

**第三十五条** 國土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めることにより、第三十二条第五項の承認を受けた埠頭保安規程に係る重要な国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者並びに第三十三条の規定に係る他の埠頭保安管理者の選任の届出は、同項の規定によるべき国土交通省令で定める要件を備える者のうちから、国土交通省令で定めることにより、水域保安管理者を選任しなければならない。(水域保安管理者)

**第三十六条** 特定港湾管理者は、当該国際水域施設に係る保安の確保に関する業務を管理させるため、国際水域施設の保安の確保に関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備える者のうちから、国土交通省令で定めることにより、水域保安管理者を選任しなければならない。

2 特定港湾管理者は、前項に規定する水域保安確保のために必要な措置に関し報告をさせることができ。国土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第三十二条第五項の承認を受けた埠頭保安規程又は第三十三条の規定に係る他の必要な措置をとるべきことを告ぐことができる。

3 第二十九条第一項の規定により埠頭指標対応措置が実施されていない場合 同項の規定により埠頭指標対応措置を実施すること。

4 第二十九条第二項の技術上の基準に従つて埠頭保安設備が設置され、又は維持されている場合 同項の技術上の基準に従つて埠頭保安設備を設置し、及び維持すること。

5 第三十一条第一項の規定により埠頭保安管理者が選任されていない場合 同項の規定により埠頭保安管理を実施すること。

（水域保安規程）

**第四十条** 特定港湾管理者は、当該国際水域施設に係る水域保安規程(当該国際水域施設に係る水域指標対応措置の実施に関する事項、水域訓練の実施に関する事項その他の当該国際水域施設に係る水域指標対応措置の実施に関する事項、水域保安管理者の選任に関する事項及び水域訓練の実施に関する事項その他の当該国際水域施設に係る水域指標対応措置の実施に関する事項、水域保安の確保のために必要な国土交通省令で定める規程を定めなければならない。

六 前各号に掲げるものと並び、前号の埠頭保安規程を定められた事項が適確に実施されなければならない。(水域指標対応措置)

**第三十七条** 特定港湾管理者(国際戦略港湾等の重要な国際埠頭施設のある国際戦略港湾等に係る。)における国際水域施設の管理者である港湾管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。)をいう。(以下同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、水域指標対応措置(当該国際水域施設の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める規程)を定めなければならない。

2 特定港湾管理者は、水域保安規程に定められた事項を適確に実施しなければならない。

3 水域保安規程は、国土交通大臣の承認を受けなければ、その効力を生じない。その変更(水域訓練の実施に際しての関係者との連絡及び調整に係る事項に係る変更その他の国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしたときも、同様とする。

4 第三十二条第六項から第十一項までの規定は、水域保安規程について準用する。この場合において、同条第六項、第七項及び第九項中「重要な国際埠頭施設」とあるのは「国際水域施設」と、同条第六項中「構造、設備等」とあるのは「構造、利用の形態等」と、同条第七項、第十項各号別記以外の部分、同項第二号及び第十一項中「第五項」とあり、同条第八項中「前項」とあるのは「前項」と、同項、同条第九項及び第十項第一号中「第五項の承認を受けた埠頭保安規程に係る重要な国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者」とあり、同項第二号中「第五項」とあるのは「第五項」とある。同項第一号中「第五項」の規定に係る重要な国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者と、同項第一号中「第五項」の規定に係る重要な国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者と、同項第一号中「この節(第二十九条第三項を除く。)の規定」とあるのは「この節の規定」と読み替えるものとする。

(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の保安の確保のために必要な措置)

**第四十一条** 特定港湾管理者が管理する国際水域施設に係る水域指標対応措置に相当する措置の実施に関する事項、水域保安管理者に相当する者の選任に関する事項及び水域訓練に相当するものの実施に関する事項その他の当該国際水域施設の保安の確保のために必要な国土交通省令で定める規程について記載した水域保安規程に相当する規程を定め、国土交通省令で定めること。

るところにより、国土交通大臣の承認を受けることができる。

2 第三十七条から前条まで（同条第一項を除く。）の規定は、前項の承認を受けた水域保安規程に相当する規程に係る特定港湾管理者が管理する國際水域施設以外の國際水域施設について準用する。

3 第一項の承認を受けた水域保安規程に相当する規程に係る特定港湾管理者が管理する國際水域施設以外の國際水域施設が特定港湾管理者が管理する國際水域施設となつた場合には、同項の規定による水域保安規程に相当する規程の承認は、前条第三項の規定による水域保安規程の承認とみなす。

4 前項の場合には、第二項において準用する第三十八条第二項の規定による水域保安管理者に相当する者の選任の届出は、同項の規定による水域保安管理者の選任の届出とみなす。

第四十二条 國土交通大臣は、特定港湾管理者が管理する國際水域施設が次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定港湾管理者に対し、それぞれ当該各号に定める措置その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第三十七条の規定により水域指標対応措置が実施されていない場合 同条の規定により水域指標対応措置を実施すること。

二 第三十八条第一項の規定により水域訓練が実施されない場合 同項の規定により水域訓練が選任されること。

三 第三十九条の規定により水域保安規程を実施すること。

四 第四十一条第一項の規定により水域保安規程が定められていない場合又は同項の規定により定められた水域保安規程について同条第三項の承認を受けていない場合 同条第一項の規定により水域保安規程を定めること又は同項の規定により定められた水域保安規程について同条第三項の承認を受けること。

五 前各号に掲げるもののほか、前号の水域保安規程に定められた事項が適確に実施されない場合 國土交通大臣は、前項の規定により定められた水域保安規程について同条第三項の承認を受けること。

6 國土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたにもかかわらず特定港湾管理者がその勧告をして、國土交通大臣は、前項の規定による勧告をしないために國土交通大臣の承認を受けることを命ずることができる。

従わない場合において、当該特定港湾管理者が管理する國際水域施設の保安の確保のために同項各号に掲げる規定に規定する措置を確實にとらせることが必要と認めるときは、当該特定港湾管理者に対し、これらの規定に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の徵収）

#### 第四十三条

國土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、國土交通省令で定めるとこにより、第四十条第三項の承認を受けた水域保安規程に係る特定港湾管理者及び第四十一条第一項の承認を受けた水域保安規程に係る者に対し、当該國際水域施設の保安の確保のために必要な措置に關し報告をすることができる。

（船舶保安情報）

#### 第四十四条

本邦以外の地域の港から本邦の港に入港をしようとする國際航海船舶の船長は、第三項に規定する場合を除き、國土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該國際航海船舶の名称、船籍港、直前の出発港、当該國際航海上保安廳長官は、國際航海船舶の保安の確保のために必要な措置に関する情報を國土交通大臣に通知しなければならない。

（船舶保安情報）

#### 第四十五条

本邦以外の地域の港から本邦の港に入港をしようとする國際航海船舶の船長は、第三項に規定する場合を除き、國土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該國際航海船舶の名称、船籍港、直前の出発港、当該國際航海上保安廳長官は、國際航海船舶の保安の確保のために必要な措置に関する情報を國土交通大臣に通知しなければならない。

（船舶保安情報）

置が適確に講じられているかどうか明らかでないときは、当該國際航海船舶に係る危害行為に起因して当該國際航海船舶又は当該本邦の港にある他の國際航海船舶若しくは國際港湾施設に對して生ずるおそれがある危険を防止するため、当該國際航海船舶の船長に対し、必要な情報の提供を更に求め、又はその職員に、当該國際航海船舶の航行を停止させてこれに立ち入り、当該措置が適確に講じられていないため当該危険が生ずるおそれがあるかどうかについて検査させ、若しくは当該國際航海船舶の乗組員その他の関係者に質問させることができ。

（船舶保安情報）

#### 第四十六条

前二条（第四十四条第四項及び前条第二項を除く。）の規定は、國際航海船舶以外の船舶であつて國際航海に從事するものうち、國土交通省令で定める船舶について準用する。

#### 第四十七条

前二条（第四十四条第四項及び前条第二項を除く。）の規定は、國際航海船舶以外の船舶であつて國際航海に從事するものうち、國土交通省令で定める船舶について準用する。

#### 第五章 雜則

#### （國家公安委員会等との関係）

#### （海上保安官等との関係）

#### （海上保安官等との関係）

に對する重大な損害を及ぼすおそれがある行為を制止すること。

（海上保安官等との関係）

#### 第六章 第二十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の立入検査について準用する。

#### （國際航海船舶への準用）

#### （海上保安官等との関係）

（海上保安官等との関係）

#### （海上保安官等との関係）

(手数料の納付)  
**第四十八条** 第一号及び第三号から第五号までに掲げる者(第三号から第五号までに掲げる者にあつては、国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。附則第四条第九項において同じ。)を除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に、第二号に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を機構に納付しなければならない。

一 第八条第一項の講習(国土交通大臣の行うものに限る。)を受けようとする者  
 二 第八条第一項の講習(機構の行うものに限る。)を受けようとする者  
 三 法定検査又は第二十六条第一項の検査を受けようとする者  
 四 船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の交付を受けようとする者(船級協会が船級の登録をした国際航海日本船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。)

五 船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の再交付又は書換えを受けようとする者  
 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定により機構に納付された手数料は、機構の収入とする。

(総トントン数)

**第四十九条** この法律を適用する場合における総トン数は、船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十年法律第四十号)第四条第二項の規定の例により算定した数値にトンを付して表

**第五十条** この法律の適用について、国土交通省令で定める本邦の地域は、当分の間、本邦以外の地域とみなす。(権限の委任)

**第五十一条** この法律の規定により国土交通省令で定める本邦の地域は、当分の間、本邦以外の地域とみなす。(権限の委任)

2 長は管区海上保安本部長は、国土交通省令で定める本邦の地域とみなす。

2 地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、地方運輸監理部長を含む。次項において同じ。又は管区海上保安本部長に行わせることができることとされることがある。

2 地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、地方運輸監理部長を含む。次項において同じ。又は管区海上保安本部長に行わせることができることとされることがある。

定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方整備局の事務所の長、開発建設部の長、運輸支局長、地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長又は管区海上保安本部の事務所の長に行われることができる。

**第五十二条** 第四十五条第三項(第四十六条において準用する場合を含む。)の規定による命令(行政手続法の適用除外)

この法律の規定による命令(行政手続法の適用除外)において準用する場合を含む。の規定による命令(行政手続法の適用除外)

この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則(経過措置))を定めることができる。

**第五十三条** この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範団内において、所要の経過措置(罰則(経過措置))を定めることができる。

**第五十四条** この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令で定める。

**第六章 罰則**

**第五十五条** 船級協会の役員又は職員が、第二十条第二項の審査若しくは検査又は同条第三項の検査に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の拘禁刑に処する。これによつて不正の行為をし、又は相手に当たつたときは、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

**第五十六条** 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

**第五十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第二十条第六項の規定による通報をせざり、又は虚偽の通報をして入港をした船長に關して知り得た秘密を漏らした者

2 第四十四条第一項(第四十六条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第六十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による命令(船舶の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。)

**第五十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二百萬円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の行為により船舶保安証書又は臨時船舶保安証書の交付、再交付又は書換えを受けた者

二 第十四条又は第十五条の規定による検査を受けないで国際航海日本船舶を国際航海に従事させた者

三 第十八条第一項又は第二項の規定に違反して国際航海日本船舶を国際航海に従事させた者

**第六十条** 第二十二条第三項(第二十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定による处罚に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

**第六十一条** 第七条第四項(第八条第四項、第三十条第三項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。)、第十一條第八項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十五条第一項、第三十二条第九項(第四十条第四項において準用する場合を含む。)、第三十四条第二項又は第三十二条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第一条** この法律は、平成十四年十二月十二日に採択された条約附屬書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第八条第二項(第二十条第一項、第五項及び第七項、第四十八条(第一項第二号及び第二項に係る部分に限る。)、第五十一条並びに附則第四条から第八条までの規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に建造され、又は建造に着手された船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期までは、国土交通省令で定めるところにより、第五条の規定並びに第十一條第一項、第十二条、第十三條第一項、第十四条から第十六條までの第十七條第一項及び第二項、第二十条第一項及び第三項、第二十二条第一項及び第二项、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項並びに附則第四条第六項の規定(船舶

して虚偽の通報をした船舶の所有者又は船長若しくは所有者の代理人(当該船舶が入港をした場合に限る。)

若しくは所有者の代理人(当該船舶が入港をした場合に限る。)

偽の報告をした者

四 第二十三条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)又は第三十五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第四十五条第三項(第四十六条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した船長

若しくは所有者の代理人(当該船舶が入港をした場合に限る。)又は虚偽の報告をした船長

警報通報装置の設置に係る部分に限る。)は、適用しないことができる。

一 日本船舶であつて、旅客船、タンカー(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第九号に規定するタンカーをいう。第四号において同じ。)その他の国土交通省令で定める船舶 平成十六年七月一日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査、中間検査又は臨時検査の時期

二 日本船舶であつて、前号に掲げる船舶以外の船舶 平成十八年七月一日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査、中間検査又は臨時検査の時期

三 日本船舶以外の船舶であつて、旅客船 平成十六年七月一日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査、中間検査又は臨時検査の時期

四 日本船舶以外の船舶であつて、タンカーその他の国土交通省令で定める船舶 平成十六年七月一日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査、中間検査又は臨時検査の時期

五 日本船舶以外の船舶であつて、前二号に掲げる船舶 平成十八年七月一日以後最初に行われる船舶安全法第五条の規定による定期検査、中間検査又は臨時検査の時期

六 第三条施行前に建造された国際航海日本船舶についての第十一条の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「この法律の施行の日以後初めて」とする。

七 施行日前に建造された国際航海船舶のうち国土交通省令で定めるものについての第四十九条の規定の適用については、同条中「船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第四条第二項の規定の例により算定した数値にトンを付して表したもの」とあるのは、「国土交通省令で定める総トン数」とする。

八 第四条 国際航海日本船舶の所有者は、施行日前においても、第七条又は第八条の規定の例により、船舶保安統括者又は船舶保安管理者を選任し、船舶保安統括者又は船舶保安管理者を選任し、国土交通大臣に届け出ることができる。

九 第二条 前項の規定による届出は、施行日以後は、それぞれ第七条第二項又は第八条第三項の規定による届出とみなす。

十 附則第一条ただし書の政令で定める日前に大학교가 행한 강습(第八条第一項의 강습과 동일한 내용을 가진다.)은 국토교통부장관이 인정하는 경우에만 유통되는 것으로 간주된다.

のに限る。)を修了した者は、附則第一条ただしこの政令で定める日ににおいて、同項の講習を受ける。

一 二書の政令で定める日ににおいて、同項の講習を受ける。

三 第二十二条第六項の規定は第五項の審査及び検査の業務に従事する船級協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者について、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置及びその適確な実施について第十二条若しくは第十七条第一項の検査に相当する検査を行うことができる。

四 航海日本船舶に係る第十二条第四項の承認に相当する承認又は船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置及びその適確な実施について第十二条若しくは第十七条第一項の検査に相当する検査を行うことができる。

五 船級協회는施行日前においても、国際航海日本船舶(旅客船を除く。)に係る第二十条第一項の審査及び検査に相当する審査並びに船舶警報通報装置等の設置、船舶指標対応措置の実施、船舶保安統括者の選任、船舶保安管理者の選任、操練の実施、船舶保安記録簿の備付け並びに船舶保安規程の備置及びその適確な実施について第十二条若しくは第十七条第一項の検査に相当する検査を行えることができる。

六 國土交通大臣は、國土交通大臣又は船級協会が前二項の検査の結果当該国際航海日本船舶が第十三条第一項各号又は第十七条第二項各号に掲げる要件に相当する要件を満たしていると認めるとときは、当該国際航海日本船舶の所有者に対する船舶保安証書に相当する証書又は臨時船舶保安証書に相当する証書を交付しなければならない。

七 前項の規定により交付した証書は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定める事が生じたときを除き、施行日以後は、それぞれ船舶保安証書又は臨時船舶保安証書とみなす。

八 この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、同項の規定によりその交付をした日とする。

九 第六項の証書の様式並びに交付、再交付及び書換えその他の當該証書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

一〇 一 第四項の検査を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一一 第六項の証書の交付を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一一 第六項の証書の交付を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一二 第六項の証書の交付を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一三 第十項において準用する第二十条第六項の規定に違反してその職務に関する知識を得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一四 第十項において準用する第二十条第六項の規定による承認は、施行日以後は、それが第三十二条第五項又は第三十三条第一項の規定による承認とみなす。

一五 第十項において準用する第二十条第六項の規定に違反してその職務に関する知識を得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一六 第十項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一七 偽りその他不正の行為により第六項の証書の交付、再交付又は書換えを受けた者は、二百万円以下の罰金に処する。

一八 第十項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした船級協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一九 第十項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

二〇 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第十七項及び前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

二一 第十項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第十項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

二二 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

二三 第十一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。

二四 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

二五 第十項において準用する第二十条第六項の規定に違反してその職務に関する知識を得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二六 第十項において準用する第二十条第六項の規定による承認は、施行日以後は、それが第三十二条第五項又は第三十三条第一項の規定による承認とみなす。

